

成年年齢引下げの問題点と対策

成年年齢引下げにより生じる問題点

現在、成年年齢は20歳であり、20歳未満の者が高価な買い物をするときには原則として親の同意が必要であり、同意がなければ契約を取り消すことができる(未成年者取消権)。しかし、成年年齢を20歳から18歳へ引き下げる民法の一部を改正する法律が、

2022年4月1日から施行

されると、18歳から未成年者取消権を行使できなくなる。

消費者被害拡大のおそれ

たとえば、18歳の誕生日に友人から呼び出され、「お金が儲かるDVDがある」と勧誘されて、50万円を貸金業者から借りて、購入した。

→実際にはいくらDVDを観ても儲かる話はなく、借金だけが残った。

【施行前】未成年者取消権を行使して代金の返還請求。そもそも未成年者取消権が行使されるので、未成年者を勧誘しないことが多い。

【施行後】未成年者取消権を行使できない。

検討されている対策

国の対策

①消費者教育の充実

- ・教材の開発、手法の高度化
- ・実務経験者の学校教育現場での活用
- ・教員の教育・研修
- ・大学、専門学校等と消費生活センターの連携
- ・消費者教育推進の体制整備

②若年者が被害を受けやすい取引類型の規制

- ・消費者契約法(消費者の正当な利益擁護のための法律)を改正
 - 社会生活上の経験不足を不当に利用した勧誘行為(不安をあおる告知や恋愛過剰等に乗じた人間関係の濫用)に対する取消権を追加、事業者の努力義務として個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で必要な情報を提供することを明示
- ・特定商取引法(訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引の際に購入者等の利益を保護するための法律)の施行規則の改正

③若年者に対する与信規制

- ・若年者に対する返済能力の調査をより一層適切に行う事業者の自主的な取組を推進
- ・若年者に対する支払可能見込額の調査を通じた過剰与信防止措置を適切に行うとともに、普及啓発活動を通じてより一層消費者被害対策を推進

④消費生活相談窓口の充実・周知

- ・消費生活相談窓口の充実
 - 地方公共団体における消費生活センターの整備
- ・消費者ホットライン188の周知
 - 消費者ホットライン188、消費生活センターの存在とその役割について、積極的な広報

問題点

しかし、消費者教育の充実を内容とする高校の新学習指導要領の全面実施は、2022年とされており、また消費者教育の具体的手法、内容等は確立していない。消費者教育を受ける機会や時間も不十分。
⇒2022年に成年となる若者に間に合わない！！

しかし、お金儲けの難しさを知らない若者をターゲットに「お金が儲かる」など甘い話で勧誘を受けて締結した契約など若者の単なる判断力、知識、経験等の不足につけ込んで締結した契約(「つけ込み型」不当勧誘)は取り消せない。
⇒消費者契約法改正法案では不十分
⇒特定商取引法施行規則改正法案では不十分

しかし、事業者の自主的な取組を推進することや、普及啓発活動だけでは限界がある。個人への貸し付けにつき収入の3分の1までに限る(いわゆる「総量規制」)は、貸金業者には適用されるが、銀行には適用されない。そのため、銀行が十分な資力調査をしないで貸付けをするおそれがある。

消費生活で困ったときは？

①消費者ホットライン TEL 188(いやや)

地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を案内してもらえます。国家資格を持った消費生活相談員やそれに準じた専門知識・技術を持った人が対応します。事情をおうかがいし、法令に基づき、解決のためのアドバイス等を受けることができます。相談員には守秘義務があるので、伺った情報はしっかり守られます。外には漏れません。

②神奈川県弁護士会法律相談センター

関内法律相談センター TEL 045-211-7700(消費者相談は毎週火・金午後1時15分から)
神奈川県弁護士会ホームページ(左記QRコード)

- * 関内法律相談センター以外の相談センターは消費者専門相談は行っていませんが、総合相談、債務相談などは行っておりますので、ご利用ください。
「法律相談センター」>「相談場所から探す」
- * 弁護士会に講師の派遣を依頼する場合は、講師派遣または出前授業をご利用ください。
講師派遣 「法律相談センター」>「弁護士を紹介します!」>「講師派遣」
出前授業 左記QRコード

不十分

不十分

不十分

必要と思われる対策

⇒成年年齢引下げを見据えた消費者教育を、大至急、充実させるべき！！
⇒若者が消費者教育を受けられる授業時間や予算の確保など制度的に確保すべき！！

⇒判断力、知識、経験等の不足につけ込んで消費者契約を締結させる「つけ込み型」不当勧誘について、消費者契約法に取消権を整備すべき！！
⇒18・19歳への若年者への訪問販売等の勧誘の際の事業者による知識・経験・財産状況の確認義務及び違反した場合の取消権、18・19歳の若年者への連鎖販売取引の勧誘禁止の規定を設けるべき！！

⇒資力審査の厳格化、銀行系カードローンにも「総量規制」を導入すべき！！

神奈川県弁護士会



出前授業

